

交通費支給規程

（目的）

第1条 本規程は、特定非営利活動法人メタノイア（以下「本法人」という。）が役員、職員及び外部協力者（以下「職員等」という。）に支給する交通費について、その支給基準を定めることを目的とする。

（支給原則）

第2条 通勤等の移動のため、当法人の認める最も合理的かつ経済的な交通機関を利用する者に対し、原則として1月あたり3万円を上限として交通費を実費支給する。

2. 交通費は、出発地から用務地までの距離が1km未満の場合には支給しない。また、出発地から鉄道の最寄駅まで、用務地から最寄駅までの距離が2km未満の場合には、その区間のバス代は支給しない。

3. 自転車を利用した際に要した駐輪場費用を支給する。但し、その距離が1km未満の場合は支給しない。

4. 当法人の指示による外出・移動等に伴う業務上の交通費については、原則として実費を、所定の手続きにより支給するものとする。

（支給額）

第3条 前条に定める支給対象者に対して、原則として以下の交通費を支払う。

(1) 公共交通機関：当法人の認める最も合理的かつ経済的な交通機関を利用した場合にかかる実費。ただし、通勤交通費については、本法人が認めた通勤経路による1ヶ月分の通勤定期乗車券の実費相当額

(2) 自家用自動車：移動距離に応じた燃料費として1kmあたり以下の金額（基準燃費を12km/Lとして計算）

当該職員等が居住する各都道府県の1Lあたりの前年度レギュラーガソリン小売価格（給油所小売価格）平均額/12

(3) 自転車：駐輪場費用の実費。ただし、通勤交通費については、1ヶ月分の月極駐輪場費用の実費相当額

（支給限度額）

第4条 通常の通勤経路を使用しても第2条第1項に定める限度額を上回る場合、超えた額は本人負担とする。

（その他）

第5条 支給方法、支給期日、申請方法、異動・転居及び休職・退職の場合の取り扱いについては、別途定める。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(施行)

第1条 本規程は2025年2月17日から施行する。